

職員が能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、
働きやすい雇用環境の整備を行うため、行動計画を策定する。

玉木病院行動計画

1. 計画期間 令和4年3月13日～令和7年3月12日までの3年間

2. 内容

目標1：職員の産前・産後休暇、育児・介護休暇等に関する規則について
相談体制を強化し、情報提供および制度の周知を図る。

＜対策＞

- 令和6年6月～ 院内研修会等の時間を一部利用し、制度を周知する。
- 令和6年6月～ 対象となる職員に対し、面談を実施する。
- 令和6年6月～ 対象者へ個別に休業取得を勧奨する。

目標2：育児休業取得率100%の推奨

対象者への相談体制を強化し、情報提供および制度の周知を図る。

＜対策＞

- 令和6年6月～ 院内研修会等の時間を一部利用し制度を周知、休業取得を推奨する。
- 令和6年6月～ 対象となる職員に対し、面談を実施する。
- 令和6年6月～ 対象者、特に男性へ個別に制度を周知し、休業取得を推奨する。

目標3：1箇月以上の育休取得の推奨

対象者への相談体制を強化し、情報提供および制度の周知を図る。

＜対策＞

- 令和6年6月～ 院内研修会等の時間を一部利用し制度を周知、休業取得を推奨する。
- 令和6年6月～ 対象となる職員に対し、面談を実施する。
- 令和6年6月～ 対象者、特に男性へ個別に制度を周知し、休業取得を勧奨する。